2021 年 7 月

「AI データと個人情報保護」研究会
第 1 回
開催報告

【開催日時】
2021 年 6 月 14 日（月）16：00～17：30 (Zoom 開催)

【出席者】（順不同・敬称略）
〇座長・副座長
岡田陽介（ABEJA）、柴山吉報（阿部・井窪・片山法律事務所）小峰 弘雅（ベイカレント・コンサルティング）

〇研究員
柿沼太一（STORIA 法律事務所）、大石哲久（中外製薬）、則武譲二（ベイカレント・コンサルティング）、朱厚道（華為技術日本）、秋元一泰（華為技術日本）、猪狩宇司（富士ソフト）、木村真菜（富士ソフト）、西祐平（三井住友銀行）、大庭義隆（三井住友銀行）、古川直裕（ABEJA）、渡邊道生穂（HEROZ）

〇オブザーバー所属
第一工業製薬、ジャパニアス、セキュア、ディープコア、Rosso、
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業、情報処理推進機構（IPA）

【内容】
1. オリエンテーション：本研究会の進め方
2. 話題提供：『法令遵守に対する企業の取組み』岡田陽介（株式会社 ABEJA・研究会座長）
3. 質疑応答・ディスカッション

【概要】
「AI データと個人情報保護」研究会初回として、岡田座長より、研究会の目的と進め方、成果物イメージが紹介された。また、導入の内容として、法令遵守に対する企業の取組みについて、ABEJA の事例について話題提供された。後半は、今回参加する研究員間で顔合わせを行い、参加にあたっての課題意識等について情報交換を行った。

2021 年 7 月

1.「AI データと個人情報保護」研究会の目的と進め方

AI データのうち個人情報にフォーカスし、現状十分に議論されていない部分を整理して、法制度遵守と対応のスタンダードを示していきたい。DL 活用を推進する際に、個人情報保護について必要な項目がまとまっており、対応への工数負担を軽減できるようなものを示していきたい。METI によるカメラ画像利活用サブワーキンググループの議論を踏まえつつ、ベンダ視点からの整理や技術的にもより踏み込んだ議論をしていく。まずは顔画像データに絞って議論するが、医療画像や金融のクレジット情報等へも議論を横展開していく想定である（1 テーマ 3~6 か月等）。各回で扱うテーマはなるべく個別具体的な内容を目指し、研究員の方々からインプット等いただきながら進めていく。

2. 話題提供『法令遵守に対する企業の取組み』

岡田陽介（株式会社 ABEJA・研究会座長）

（ABEJA におけるサービスの内容と個人情報）

AI の社会実装を推進するにあたっては個人情報や倫理面への対応を重要な要素と捉えて、取り組んでいる。特に個人情報に密接に関係する主要サービスに、小売流通業界向け店舗解析 SaaS がある（ABEJA INSIGHT for Retail）。本サービスは 4 つの分析機能を持ち（動線分析、来店数カウント、年齢・性別の推定、リピーター分析）、それぞれで取得する情報について個人情報に該当するか否かの整理をし、それに合わせた対応をしている。この場合、個人情報を取得するのは顧客（小売店舗）であり、ABEJA は顧客から個人情報の取扱いの委託を受ける形になる。したがって、個人情報保護法上の義務を負うのは基本的に顧客側ではあるのだが、サービスを提供する ABEJA のようなベンダが、顧客が個人情報保護法に対応できるようサポートすることが不可欠であると考えている。

（法令遵守のための取組み）

AI データの個人情報保護法遵守に関しては、ユーザ側に法律・技術面の知識やノウハウが十分でなく、クレームや情報開示請求に対して十分な対応ができない現状がある。適切な措置が取られずにユーザが行政指導等を受ける事態が発生すれば、ベンダの提供するサービスの信用低下、また業界全体へのマイナスイメージへもつながる。これらのリスクを避けるためにも、AI 開発やサービスを提供する側が主体的に法遵守の体制およびスタンダードを示すことが極めて重要であると考える。

実際に ABEJA では、ユーザ側の利用目的の通知・公表義務を果たすためのサポートとして、個人情報取得の事実と利用目的を通知するツール（ポスター等）をデザインし、設置方法含めてノウハウを提供している。QR コードによる詳細説明の提供や、問い合わせ窓口の代行なども行っている。

3. 質疑応答・ディスカッション

小峰副座長より今後在り得る論点として、「事業者（ユーザ・ベンダ）が配慮するべき

範囲の曖昧さ」「配慮するべきデータの曖昧さ」「事前告知の難しさ」「情報管理体制として推奨される内容」「事業者による法の理解度のばらつき」「認証制度の在り方」「技術特性を踏まえた整理」）などが示された。

続いて、参加された研究員を交えて課題意識や参加目的等について情報交換を行った。下記等のコメントがあった。

- 法令順守のチェクリストは、実務で使うためになるべく噛み砕いたものを成果として期待している。

- 個人情報にあたるかあたらないかグレーな場合にどのように判断するか等を含め、具体的な運用状況について把握していきたい。

- 顔画像の場合、例えばデータだけで年代や性別が明確にわからない場合もあるが、その場合の運用を今後どうしていくかが課題だと思っている。

- 利活用に向けたマインドセット、技術的な側面の理解を進めたい。

- 安全面の観点から、顔画像の保持がある程度必要になるという側面もある。顔認証自体が NG にならないように指針の整理が必要。

- 社内的にもデータ取扱いの意識にばらつきがあるので、共通認識を浸透させるようにしていきたい。

- 一歩間違えると炎上、他社が炎上するとその被害が自社にも飛び火する可能性があるなど、危険と隣り合わせの分野である。諸外国の規制が徐々に強まる中、国内では十分に議論されていない現状があり、防波堤のようなものを作っていく必要性を感じている。

事務局からの連絡事項

・次回研究会は、7 月下旬を予定。
・研究員は今後も募集を継続する。希望する場合は事務局まで連絡を頂きたい。

以上